

役員等の構成の変化などに関する
第15回インターネット・アンケート集計結果
(委員会設置会社版)

平成27年1月9日
公益社団法人 日本監査役協会

目次

総括	3
回答会社属性	8
I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について	9
問 1-1 取締役・執行役の人数の変化	9
問 1-2 三委員会の委員構成	9
問 1-3 委員会の兼務状況（社外委員）	10
問 1-4 委員会の兼務状況（社内委員）	11
問 1-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無	12
問 1-6 「社外」監査委員の前職・現職	12
問 1-7 「社内」監査委員の前職	13
問 1-8 監査委員以外の社外取締役の前職・現職	13
問 1-9 社外取締役と会社との関係	14
問 1-10 独立役員の届出状況	14
問 2-1 監査委員会の委員長・議長	15
問 2-2 監査委員会における議事の原因作成者	15
問 3-1 監査委員会事務局スタッフ（監査委員会の補助使用人）の人数	15
問 3-2 監査委員会事務局スタッフの兼務部署	16
問 3-3 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無	16
問 4-1 内部監査部門の人数	17
問 4-2 内部監査部門トップの役職	17
問 4-3 監査委員会による内部監査部門への人事同意権の有無	17
II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について	18
問 5 事業報告	18
問 6-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの決議	19
問 6-2 内部統制システムに係る取締役会決議を見直した項目	20
問 6-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機	20
問 6-4 内部統制システムの構築・運用状況の開示	21
問 7-1 監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議	21
問 7-2 監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整	21
問 7-3 監査報告書における監査委員の個別意見の付記	22
問 8-1 決算短信作成の有無	22
問 8-2 決算短信の取締役会付議状況	22
問 8-3 監査委員会の決算短信の監査	22
問 8-4 決算短信の監査内容	23
問 9-1 有価証券報告書の作成の有無	23
問 9-2 有価証券報告書の取締役会付議状況	23

問 9-3	有価証券報告書の提出時期	23
問 9-4	有価証券報告書の提出時期	24
問 9-5	有価証券報告書の監査	24
問 9-6	有価証券報告書の監査内容	24
問 10-1	株主総会における監査委員会からの口頭報告の有無	25
問 10-2	株主総会における監査委員会に関連した質問の有無	25
問 10-3	株主総会における監査委員会に関連した質問内容	26
問 10-4	株主総会における監査委員会に関連した質問への回答	26
III 監査委員会の日常監査について		27
問 11	他の委員会との連携の状況	27
問 12-1	取締役会における監査委員の発言状況	27
問 12-2	取締役会における監査委員の発言の内容	28
問 12-3	個別事象に対する監査委員の対応	29
問 13-1	会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の有無	29
問 13-2	会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の時期	30
問 13-3	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無	30
問 13-4	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期	31
問 13-5	執行部門と会計監査人の折衝状況の把握	31
問 13-6	会計監査人の報酬額の取締役会付議状況	32
問 14-1	財務報告内部統制報告書の提出会社	32
問 14-2	財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携	33
問 15	監査委員会への報告体制について	34
問 16-1	内部通報制度の有無	34
問 16-2	監査委員会への通報窓口の有無	34
問 17-1	監査委員の報酬等の制度	35
問 17-2	監査委員への賞与の支給の有無	35
問 17-3	監査委員の年額報酬額	36
問 17-4	監査委員のうち「常勤者」の月額報酬レベル	37
問 17-5	三委員会の委員の手当	37
IV 会社法改正の影響について		38
問 18-1	監査等委員会設置会社への移行予定	38
問 18-2	社外役員の要件厳格化による「社外」資格の喪失	38

総括

I 定時株主総会後の各社の役員等の構成の変化について

1. 取締役会をめぐる状況

- 取締役総数平均は全体で 9.92 人と増加しているが、前回とほぼ同様の水準にある。また、社外取締役の平均人数は 5.00 人、社外取締役の比率は 50.4%と前回とほぼ同様の水準にある。社外取締役が過半数の会社の割合も 52.0%と前回と大きな変化はない(問 1-1)。
- 監査委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「会社と無関係な会社の役職員」が最も多いことは監査委員の場合と同様である。監査委員以外の場合、「取引先の役職員」が 16.7%と前回とほぼ同じ比率であるのに対し、「親会社の役職員」は 18.5%と 10.7 ポイントも減少している。これは、会社の経営について指導助言を期待しているものの、会社法改正の結果社外要件が厳格化されることが影響しているものと考えられる。改正会社法施行の結果、さらに影響が出てくるか注視する必要がある(問 1-8)。
- 社外取締役と会社との関係は、独立性の高い項目が増える傾向にあり、「1. CEO・役員の個人的知己・友人」は、全体で 18 社から 7 社に減少し、特に上場会社では 18 社から 5 社に減少している。また、「3.会社の資本・取引関係」も 32.9%から 24.8%に減少しており、今回の会社法改正による社外要件の厳格化の影響と考えられる。改正会社法施行の結果、さらに影響が出てくるか注視する必要がある(問 1-9)。
- 社外取締役の平均人数は 5.00 人と前回より微増したものの、社外取締役の比率は 50.4%となり、前回の 52.0%から微減している。社外取締役が過半数の会社の割合は 52.0%と前回と同じ水準にある。執行役の人数平均は 14.84 人、うち取締役との兼務者の割合は 23.5%であり、前回調査と比べ大きな変化はない(問 1-1)。
- 独立役員として届け出た社外取締役の平均人数は 4.05 人(うち 2.38 人が監査委員)と前回の 3.85 人から増加している(問 1-10)。
- 前は内部監査部門がない会社が 1 社存在していたが、今回は全ての委員会設置会社に内部監査部門が設置されている。スタッフの平均人数は 21.28 人から 24.12 人に増加しているが、委員会設置会社の総数が減少しており、スタッフの人数の多い会社が監査役設置会社への移行等で対象外となったためとも考えられ、傾向を見極めるためには少し様子を見る必要がある(問 4-1)。

2. 監査委員会をめぐる状況

- 監査委員会では全体の 68.0%の会社で社外委員が委員長を務めており、非上場会社では前回同様全社が社外者で、社外者が中心となり委員会の運営がなされていることが分かる。(問 2-1)。
- 監査委員会は、社外取締役の構成比が全体で 76.3%と依然として他の委員会と比べて高いが比率は若干減少している。また、常勤の監査委員がいる会社の割合は 76.0%と前回から微増しているが、会社数は減少している。母数が少ないので統計としての傾向が明確になっているわけではない。指名委員会の社外構成比は 0.8 ポイント減少して 69.9%となっているが、報酬委員会の社外構成比の減少幅が大きく、報酬委員会より社外構成比が高くなっている(問 1-2)。
- 社外監査委員の前職・現職としては、上場会社では比較的独立性が高いと思われる「会社と無関係な会社の役職員」、「公認会計士又は税理士」、「弁護士」の委員が多いのに対し、非上場会社においては、「親会社以外のグループ会社」からの派遣が多い。ただし、非上場会社でも親会社からの派遣は 7 社から 1 社に減少しており、会社法改正による社外要件が厳格化されることが影響しているものと考えられる。改正会社法施行の結果、さらに影響が出てくるか注視する必要がある(問 1-6)。
- 社内監査委員の前職は、「専務・常務」が最も多く 27.3%、次に「副社長」が 22.7%となった。前回同様、

上場会社では執行役員以上の要職についているケースが多いが、監査関係部長等がゼロから3名増えたことが注目される(問 1-7)。

- 社外委員の委員会の兼務状況としては、どの委員会の組み合わせも5割前後存在する。最も多いのは「指名委員会と報酬委員会」の兼務者がいる会社であるが、全体では 64.0%と前回とほぼ同じ数値である。(問 1-3)。
- 社内委員の委員会の兼務状況は、「指名委員会+報酬委員会」の兼務者がいる会社の比率が減少しているものの、依然として最も多く 56.0%であった。他の委員会の組み合わせは5%未満しかないことは前回と同様である。社外委員に比べて社内委員の兼務が少ないのは、社外委員の場合は選任できる人間に制約があるのに対し、社内委員は職責を特化する傾向があるためと考えられる(問 1-4)。
- 取締役指名の際の委嘱委員会の明示については、全体で「全委員会の全委員について明示していた」が 56.0%、「全委員会の全委員について明示していなかった」が 40.0%と前回同様両極に分かれている(問 1-5)。
- 監査委員会事務局にスタッフを置いている会社は 96.0%とほとんどの会社でスタッフを置いている(問 3-1①)。「監査委員会事務局専属スタッフ」のいる会社は、前回に比べ比率は減少している(75.0%→72.0%)。他方、1社あたりの専属スタッフ数(平均)は 3.33 人から 4.22 人に増加している。前は比率、1社あたりの専属スタッフ数とも減少したが、今回は 1 社あたりの専属スタッフ数は増加しており、傾向を見極めるには少し様子を見る必要がある。他の委員会事務局との兼務状況は前回と大きな変化はないが、「その他部署との兼務スタッフ」が 7 社あり、他の委員会事務局との兼務の人数より多いのも前回同様である。内部監査部門等の兼務スタッフが多いためと考えられる(問 3-1②)。
- 監査委員会事務局スタッフの兼務部署は、上場会社では「内部監査部門」が最も多い(73.3%)状況は前回と同様であるが、「経理・財務系」がいなくなり、代わって「法務系」が 0 人から 3 人となっていることが注目される。また、非上場会社は前回の 11 人から 0 人になっている。スタッフ設置会社が減少しているわけではないので(問 3-1①)一概に問題視する必要はないが、注視する必要がある(問 3-2)。
- 専属スタッフや兼務スタッフに対して監査委員会が人事同意権を有している会社は、合計で 88.0%と前回同様多数である。ただし、「同意権等はない」が僅かながらではあるが、増加していることは気がかりである(問 3-3)。
- 監査委員会の議事原案作成者は、監査委員会事務局が 96.0%と前回同様最も多く、監査委員会スタッフが重要な役割を果たしていることがうかがえる(問 2-2)。
- 監査委員会が内部監査部門への人事同意権を有する会社は、全体で 13.3%から 16.0%に増加しているが、社数は前回と変わらず 4 社である。(問 4-3)

II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

1. 事業報告作成をめぐる状況

- 事業報告に「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」について記載を行った会社は 80.0%あり、「記載あり」の会社の比率が引き続き増加している。(問5①)。知見者としての記載の大半が社外委員であることは前回同様の傾向である(問5②)。
- 知見者の経歴については、「公認会計士・税理士などの会計の有資格者」が最も多いのは前回同様であるが、比率は 22.8%から 24.4%とほぼ同じ水準である。(問 5③)。
- 財務及び会計に関する相当程度の知見者が 3 名以上いる会社が前回の 11 社から 10 社となっているが、ほぼ同じ水準にある(問 5①)。

2. 内部統制システムに係る取締役会決議をめぐる状況

- 内部統制システムに係る取締役会決議について「見直しの決議を行った」会社は 36.0%と前回同様の水準である。他方、「見直しの決議を行っていない」会社は36.0%と比率、会社数とも増加していることが気付きである。(問 6-1)。監査役設置会社では「見直しの決議を行った」会社は 19.9%であり、監査役設置会社に比べて、見直しの決議を行っている会社が多い(「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 5-1 参照)。
- 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機として、見直しに監査委員会がある程度関与をしている「監査委員会の要請に基づいて見直した」と「監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した」の合計の比率が、60.0%から44.4%に減少しており(問 6-3)、監査役設置会社の監査役の場合の41.3%とほぼ同じ水準になっている(「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 5-3 参照)。
- 内部統制システムの構築・運用状況の開示について、「十分に記載されている」会社が 14 社から 6 社に減少しているものの、「ある程度記載されている」会社が、5 社から 11 社に増加しており、合わせると 17 社(68.0%)と前回とほぼ同じ水準で、監査役設置会社の 63.0%ともほぼ同様の水準となっている(「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 5-4 参照)。会社法見直しの結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務づけられた場合の影響は注視する必要がある(問 6-4)。

3. 監査委員会監査報告作成をめぐる状況

- 監査委員会監査報告作成に向けて審議を行う回数は、前回と同様審議回数 1-2 回が 68.0%を占めており、監査役設置会社の審議回数 1-2 回の合計 87.2%(「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 6-1 参照)には及ばぬものの多数を占めている(問 7-1)。また、監査委員会監査報告作成に至るまでに、「社外監査委員を含めすべての監査委員で調整を行った」会社が 21 社から 18 社に減少しているものの、72.0%と大半を占めていることは前回同様で(問 7-2)、監査役設置会社の「社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」の 65.2%を上回っている(「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 6-2 参照)。

4. 決算短信・有価証券報告書の監査について

- 決算短信は作成会社の 86.3%で決議事項もしくは報告事項として、取締役会に付議されている。一方、有価証券報告書については、決議事項もしくは報告事項として取締役会に付議されているのは 38.0%と減少しており、決算短信とは大きな開きがある(問 8-2、問 9-2)。
- 監査の実施率については、決算短信が全体で 50.0%→54.5%、有価証券報告書は全体で 66.7%→71.4%と共に増加している。監査において決算短信より有価証券報告書を重視する傾向は変わっていないと考えられる(問 8-3、問 9-5)。
- 有価証券報告書の提出時期について前回から大きな変化はないが、ほとんどの会社が定時株主総会終了後に提出している(問 9-3)。なお、監査役(会)設置会社においては、「定時株主総会の終了後に提出した」が 99.4%となっている(「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 8-3 参照)。

III 監査委員会の日常監査について

1. 他の委員会との連携の状況

- 委員会間の連携状況は、大半の会社で「取締役会の場を通じて」連携が行われている(84.0%)。他の連携方法としては、「委員の兼任によって」が目立つが、委員会間で積極的に連携の場を設けることは少ないとの傾向は変わっていない(問 11)。

2. 取締役会における監査委員の発言状況等

- 前回同様、すべての会社(100.0%)で「議長からの求めがなくても、必要があれば発言」していた(問 12-1)。なお、監査役設置会社の場合は「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」が 84.9%となっている(「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 10-1 参照)
- 発言の内容としては「経営判断原則の履行の充分性」が 96.0%と最も多く、次いで「法令・定款への遵守性」と「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」が 92.0%で続いている。また監査役(会)設置会社との比較では、「経営判断原則の履行の充分性」が委員会設置会社では 96.0%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 59.9%であり、「業務執行の当・不当を質する観点」が委員会設置会社では 60.0%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 34.8%、「予算・収益計画の進捗を質す観点」が委員会設置会社では 60.0%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 39.4%、「株主に与える影響、株主利益の視点」が委員会設置会社では 80.0%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 34.1%、「株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」が委員会設置会社では 64.0%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 18.8%であった。なお、委員会設置会社の監査委員は、全ての選択肢が 40%以上であった(問 12-2、「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 10-2 参照)。
- 株主総会において、「口頭報告を行った」とする会社が全体で 84.0%と大半の会社で口頭報告が行われており、監査役設置会社とほぼ同様の水準となっている。ただし、上場会社については、まだ監査役設置会社の水準までは達していない。(問 10-1、「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 9-1 参照)。

3. 個別事象に対する監査委員の対応

- 問題が発生した場合の対応として「当該事象に関する情報の収集に努めた」が 91.7%、「関係する取締役から事情を聞いた」が 75.0%と、監査役設置会社の場合と同様、情報収集に努める監査委員が多い(監査役(会)設置会社では「当該事象に関する情報の収集に努めた」が 78.8%、「関係する取締役から事情を聞いた」が 77.3%)。また、「取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が 50.0%と低く、監査委員会としての責務の履行の観点からはやや気がかりである(問 12-3、「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 10-6 参照)。

4. 会計監査人をめぐる状況

- 会計監査人の報酬額同意にあたり、前回同様すべての会社で担当執行役等から情報提供があった。他方、会計監査人側から情報提供がなされたのは、全体で 64.0%と監査役設置会社の場合の 72.9%と比べるとやや低い。会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査委員会の同意が監査役の場合と同様、執行側の提案に対する同意ということに拠るところが大きいと思われる(問 13-1、問 13-3、「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 11-3 参照)。
- 会計監査人の報酬に関し、担当執行役等からの情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が依然として最も多く 68.0%であった。「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」が 9.3 ポイント減少し 4.0%、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が 3.3 ポイント増加し 20.0%、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が 8.7 ポイント減少して 28.0%となっている。(問 13-2)。他方、監査役が担当取締役等からの情報提供を受ける時期については、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多いものの 43.3%

であり、監査役の方が監査委員よりも早期に情報提供を受けているようである(「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 11-2 参照)。

- 会計監査人からの情報提供の時期については、「担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 43.8%と最も多く、次いで「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が、31.3%と 2 番目となっており、全体として情報提供の時期が遅くなる傾向にある(問 13-4)。
- 執行部門と会計監査人の折衝状況につき、「十分把握していた」と「ある程度把握していた」の合計が前回の 90.0%から 100.0%となっている。監査役設置会社の場合と同様、監査委員会は執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえる(問 13-5、「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 11-5 参照)。
- 会計監査人の報酬額の取締役会付議状況については、監査役設置会社の場合(34.4%)と異なり「決議事項として付議されている」は 8.0%しかない。一方、「付議されていない」が 80.0%で、監査役設置会社の 50.8%を大きく上回っている(問 13-6、「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 11-6 参照)。

5. 監査委員会の監査環境について

- 監査委員会への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」の比率が 90.0%から 80.0%に減少しており、他方「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 6.7%から 16.0%に増加している。運用が適切に行われているかが気かりである。(問 15)。
- すべての会社が内部通報制度を有していることは前回と同様である。監査委員会(もしくは特定の監査委員)が内部通報の窓口になっている会社の比率は 40.0%と監査役設置会社の場合よりは比率が高いものの、一般的にはなっていない状況である。取締役の職務執行の監査という監査委員会の職責を考えると、監査役設置会社の場合と同様に内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、監査委員会への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある(問 16-1、問 16-2、「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 13-4 参照)。

IV 会社法改正に伴う各種の対応について

1. 監査等委員会設置会社への移行予定について

- 監査役設置会社の場合と異なり、未定の会社は少なく、ほとんどの会社は機関設計の変更を考えていない(問 18-1、「第 15 回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問 15-1 参照)。

2. 社外役員の要件厳格化について

- 「「社外」資格を失う社外取締役はいない」が全体で 76.0%と最も多い(問 18-2)。

アンケート実施状況

実施期間： 平成 26 年 10 月 21 日(火)～11 月 14 日(金)
対象者： 当協会会員のうち委員会設置会社 61 社
(平成 26 年 10 月 14 日時点の会社数)
実施方法： インターネットを利用し、当協会ホームページより 1 社 1 回答
回答数： 有効回答数 25 社 回答率 41.0%

回答会社属性

定時総会前の会社機関構成(F1)

	2013年		2014年	
	数	割合	数	割合
1.現在と同じ(委員会設置会社)	28	93.3%	24	96.0%
2.取締役会+監査役会+会計監査人	2	6.7%	0	0.0%
3.取締役会+監査役+会計監査人	0	0.0%	1	4.0%
4.取締役会+監査役(業務監査権限あり)	0	0.0%	0	0.0%
5.取締役会+監査役(会計監査権限のみ)	0	0.0%	0	0.0%
6.その他	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%

上場分類別社数

	2013年		2014年	
	数	割合	数	割合
上場	27	90.0%	21	84.0%
1.一部上場	24	80.0%	19	76.0%
2.二部上場	1	3.3%	0	0.0%
3.札幌・福岡・セントレックス	0	0.0%	0	0.0%
4.マザーズ	0	0.0%	0	0.0%
5.ジャスダック	2	6.7%	2	8.0%
6.その他上場	0	0.0%	0	0.0%
非上場	3	10.0%	4	16.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%

会社法上の会社規模別社数

	2013年		2014年	
	数	割合	数	割合
1.大会社	27	90.0%	23	92.0%
2.大会社以外	2	6.7%	1	4.0%
3.その他	1	3.3%	1	4.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%

純粋持株会社(F2)

	2013年		2014年	
	数	割合	数	割合
1.純粋持株会社である	6	20.0%	4	16.0%
2.純粋持株会社ではない	24	80.0%	21	84.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%

I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について

問1 役員等の構成

問1-1 取締役・執行役の人数の変化

		全体		上場		非上場	
		2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
取締役 人数	総数平均(人)	9.43	9.92	9.48	9.76	9.00	10.75
	うち社外(人)	4.90	5.00	4.70	4.76	6.67	6.25
	社外の構成比(%)	52.0%	50.4%	49.6%	48.8%	74.1%	58.1%
	社外過半数の会社数	15	13	12	11	3	2
	社外過半数の会社の割合(%)	50.0%	52.0%	44.4%	52.4%	100.0%	50.0%
執行役 人数	総数平均(人)	13.17	14.84	13.30	14.81	12.00	15.00
	うち取締役兼務(人)	3.27	3.48	3.41	3.48	2.00	3.50
	兼務者の構成比(%)	24.8%	23.5%	25.6%	23.5%	16.7%	23.3%
回答社数		30	25	27	21	3	4

- ・取締役総数の平均は9.92人と増加しているが、前回とほぼ同様の水準にある。社外取締役の平均人数は5.00人、社外取締役の比率は50.4%と前回とほぼ同様の水準にある。社外取締役が過半数の会社の割合も52.0%と前回と大きな変化はない。
- ・執行役総数の平均は14.84人と前回より微増し、取締役兼務者も若干増加して3.48人となっている。

問1-2 三委員会の委員構成

		全体		上場		非上場	
		2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
指名 委員会	総数平均(人)	4.10	4.12	4.11	4.24	4.00	3.50
	うち社外(人)	2.90	2.88	2.93	3.00	2.67	2.25
	社外の構成比(%)	70.7%	69.9%	71.3%	70.8%	66.8%	64.3%
報酬 委員会	総数平均(人)	3.97	3.92	3.96	4.00	4.00	3.50
	うち社外(人)	2.87	2.72	2.89	2.81	2.67	2.25
	社外の構成比(%)	72.3%	69.4%	73.0%	70.3%	66.8%	64.3%
監査 委員会	総数平均(人)	3.63	3.72	3.56	3.67	4.33	4.00
	うち社外(人)	2.87	2.84	2.74	2.71	4.00	3.50
	社外の構成比(%)	79.1%	76.3%	77.0%	73.8%	92.4%	87.5%
	うち常勤の平均(人)	1.18	1.00	1.16	1.00	1.33	1.00
	常勤の構成比(%)	32.5%	26.9%	32.6%	27.2%	30.7%	25.0%
	常勤がいる会社数	22	19	19	16	3	3
常勤がいる会社の割合(%)	73.3%	76.0%	70.4%	76.2%	100.0%	75.0%	
回答社数		30	25	27	21	3	4

- ・三委員会の総数平均及び社外構成比に大きな変動はなく、監査委員会は、社外構成比が全体で76.3%と依然として他の委員会と比べて高いが、比率は若干減少している。
- ・常勤の監査委員がいる会社の割合は76.0%と比率は微増しているが、会社数は減少している。母数が少ないので統計としての傾向が明確になっているわけではない。

・指名委員会の社外構成比は 0.8 ポイント減少して 69.9%となっているが、報酬委員会の社外構成比の減少幅が大きく、報酬委員会より社外構成比が高くなっている。

問 1-3 委員会の兼務状況(社外委員)

	全体		上場		非上場	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 監査+指名+報酬委員会(平均人数)	1.17	1.04	1.30	1.24	0.00	0.00
兼務がある会社数	15	12	15	12	0	0
兼務がある会社の割合	50.0%	48.0%	55.6%	57.1%	0.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	2.33	2.17	2.33	2.17	0.00	0.00
2. 監査+指名委員会(平均人数)	0.63	0.88	0.67	0.90	0.33	0.75
兼務がある会社数	12	13	11	11	1	2
兼務がある会社の割合	40.0%	52.0%	40.7%	52.4%	33.3%	50.0%
兼務がある場合の平均人数	1.58	1.69	1.64	1.73	1.00	1.50
3. 監査+報酬委員会(平均人数)	0.57	0.72	0.56	0.71	0.67	0.75
兼務がある会社数	11	12	10	9	1	3
兼務がある会社の割合	36.7%	48.0%	37.0%	42.9%	33.3%	75.0%
兼務がある場合の平均人数	1.55	1.50	1.50	1.67	2.00	1.00
4. 指名+報酬委員会(平均人数)	1.10	1.12	1.00	1.14	2.00	1.00
兼務がある会社数	19	16	16	13	3	3
兼務がある会社の割合	63.3%	64.0%	59.3%	61.9%	100.0%	75.0%
兼務がある場合の平均人数	1.74	1.75	1.69	1.85	2.00	1.33
回答社数	30	25	27	21	3	4

・前回同様「4.指名+報酬委員会」の兼務がある会社が、全体、上場/非上場いずれにおいても最も多かった(ただし非上場では「3. 監査+報酬委員会」も並んだ)。全体では 64.0%と前回とほぼ同じ数値である。

問 1-4 委員会の兼務状況(社内委員)

	全体		上場		非上場	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 監査+指名+報酬委員会(平均人数)	0.03	0.04	0.04	0.05	0.00	0.00
兼務がある会社数	1	1	1	1	0	0
兼務がある会社の割合	3.3%	4.0%	3.7%	4.8%	0.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	0.00
2. 監査+指名委員会(平均人数)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
兼務がある会社数	0	0	0	0	0	0
兼務がある会社の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3. 監査+報酬委員会(平均人数)	0.03	0.04	0.04	0.05	0.00	0.00
兼務がある会社数	1	1	1	1	0	0
兼務がある会社の割合	3.3%	4.0%	3.7%	4.8%	0.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	0.00
4. 指名+報酬委員会(平均人数)	0.73	0.72	0.67	0.67	1.33	1.00
兼務がある会社数	18	14	15	11	3	3
兼務がある会社の割合	60.0%	56.0%	55.6%	52.4%	100.0%	75.0%
兼務がある場合の平均人数	1.22	1.29	1.20	1.27	1.33	1.33
回答社数	30	25	27	21	3	4

・社内委員の委員会の兼務状況は、「4.指名委員会+報酬委員会」の兼務者がいる会社の比率が減少しているものの、依然として最も多く 56.0%であった。他の委員会の組み合わせは5%未満しかないとはいえず、前回と同様である。社外委員に比べて社内委員の兼務が少ないのは、社外委員の場合は選任できる人間に制約があるのに対し、社内委員は職責を特化する傾向があるためと考えられる。

問 1-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 全委員会の全委員について明示していた	16	53.3%	14	56.0%	15	55.6%	13	61.9%	1	33.3%	1	25.0%
2. 全委員会の全社外取締役について明示していた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員会についてのみ全委員について明示していた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 監査委員会についてのみ社外取締役について明示していた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 全委員会の全委員について明示していなかった	12	40.0%	10	40.0%	10	37.0%	7	33.3%	2	66.7%	3	75.0%
6. その他	2	6.7%	1	4.0%	2	7.4%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・全体で「1.全委員会の全委員について明示していた」が 56.0%、「5.全委員会の全委員について明示していなかった」が 40.0%と前回同様両極端に分かれている。

問 1-6「社外」監査委員の前職・現職

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 親会社の役職員	14	16.1%	4	5.6%	7	9.3%	3	5.2%	7	58.3%	1	7.1%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	—	—	3	4.2%	—	—	0	0.0%	—	—	3	21.4%
3. 大株主の役職員	2	2.3%	2	2.8%	2	2.7%	2	3.4%	0	0.0%	0	0.0%
4. 取引銀行の役職員	2	2.3%	2	2.8%	2	2.7%	2	3.4%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取引先の役職員	3	3.4%	2	2.8%	2	2.7%	1	1.7%	1	8.3%	1	7.1%
6. 会社と無関係な会社の役職員	22	25.3%	23	31.9%	20	26.7%	20	34.5%	2	16.7%	3	21.4%
7. 公認会計士又は税理士	12	13.8%	10	13.9%	11	14.7%	9	15.5%	1	8.3%	1	7.1%
8. 弁護士	14	16.1%	12	16.7%	13	17.3%	9	15.5%	1	8.3%	3	21.4%
9. 大学教授	11	12.6%	4	5.6%	11	14.7%	4	6.9%	0	0.0%	0	0.0%
10. 官公庁	5	5.7%	6	8.3%	5	6.7%	6	10.3%	0	0.0%	0	0.0%
11. その他	2	2.3%	4	5.6%	2	2.7%	2	3.4%	0	0.0%	2	14.3%
合計人数	87	100.0%	72	100.0%	75	100.0%	58	100.0%	12	100.0%	14	100.0%

・上場会社においては、前回同様、選択肢 6-8 といった比較的独立性の高い、会社と無関係な委員が多いのに対し、非上場会社においては、選択肢 2 の親会社以外のグループ会社からの派遣が多い。ただし、非上場会社でも選択肢 1 の親会社からの派遣は 7 社から 1 社に減少しており、会社法改正による社外要件が厳格化されることが影響しているものと考えられる。改正会社法施行の結果、さらに影響が出てくるか注視する必要がある。

問 1-7「社内」監査委員の前職

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 会長・副会長	1	4.3%	0	0.0%	1	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 副社長	4	17.4%	5	22.7%	4	18.2%	4	20.0%	0	0.0%	1	50.0%
4. 専務・常務	5	21.7%	6	27.3%	5	22.7%	6	30.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取締役	2	8.7%	1	4.5%	2	9.1%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 執行役(員)	7	30.4%	4	18.2%	7	31.8%	3	15.0%	0	0.0%	1	50.0%
7. 相談役・顧問・嘱託	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8. 監査関係部長等	1	4.3%	3	13.6%	0	0.0%	3	15.0%	1	100.0%	0	0.0%
9. 監査関係以外の部長等	2	8.7%	1	4.5%	2	9.1%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
10. その他	1	4.3%	2	9.1%	1	4.5%	2	10.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	23	100.0%	22	100.0%	22	100.0%	20	100.0%	1	100.0%	2	100.0%

・上場会社では社内監査委員の前職として執行役以上の要職についていたケースが多いが、監査関係部長等がゼロから3名増えたことが注目される。

問 1-8 監査委員以外の社外取締役の前職・現職

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 親会社の役職員	19	29.2%	10	18.5%	13	22.8%	7	16.3%	6	75.0%	3	27.3%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	—	—	0	0.0%	—	—	0	0.0%	—	—	0	0.0%
3. 大株主の役職員	3	4.6%	1	1.9%	3	5.3%	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%
4. 取引銀行の役職員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取引先の役職員	11	16.9%	9	16.7%	11	19.3%	8	18.6%	0	0.0%	1	9.1%
6. 会社と無関係な会社の役職員	19	29.2%	21	38.9%	18	31.6%	15	34.9%	1	12.5%	6	54.5%
7. 公認会計士又は税理士	1	1.5%	1	1.9%	1	1.8%	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%
8. 弁護士	3	4.6%	5	9.3%	2	3.5%	4	9.3%	1	12.5%	1	9.1%
9. 大学教授	5	7.7%	4	7.4%	5	8.8%	4	9.3%	0	0.0%	0	0.0%
10. 官公庁	3	4.6%	1	1.9%	3	5.3%	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%
11. その他	1	1.5%	2	3.7%	1	1.8%	2	4.7%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	65	100.0%	54	100.0%	57	100.0%	43	100.0%	8	100.0%	11	100.0%

・監査委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「6.会社と無関係な会社の役職員」が最も多いことは監査委員の場合と同様である。監査委員以外の場合、「5.取引先の役職員」が16.7%と前回とほぼ同じ比率であるのに対し、「1.親会社の役職員」は18.5%と10.7ポイントも減少している。これは、会社の経営について指導助言を期待しているものの、会社法改正の結果社外要件が厳格化されることが影響しているものと考えられる。改正会社法施行の結果、さらに影響が出てくるか注視する必要がある。

問 1-9 社外取締役と会社との関係

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. CEO・役員の個人的知己・友人	18	12.6%	7	5.6%	18	14.6%	5	5.0%	0	0.0%	2	8.0%
2. CEO・役員の血縁者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 会社の資本・取引関係	47	32.9%	31	24.8%	33	26.8%	23	23.0%	14	70.0%	8	32.0%
4. 日本経団連等財界活動	3	2.1%	5	4.0%	3	2.4%	5	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 学者等著名人(書籍・マスコミ)	9	6.3%	13	10.4%	9	7.3%	8	8.0%	0	0.0%	5	20.0%
6. 日本弁護士連合会等	6	4.2%	7	5.6%	6	4.9%	6	6.0%	0	0.0%	1	4.0%
7. その他諸団体	5	3.5%	10	8.0%	5	4.1%	9	9.0%	0	0.0%	1	4.0%
8. 人材派遣業等の紹介	5	3.5%	6	4.8%	5	4.1%	5	5.0%	0	0.0%	1	4.0%
9. 会社と全く無関係	44	30.8%	44	35.2%	38	30.9%	38	38.0%	6	30.0%	6	24.0%
10. その他	6	4.2%	2	1.6%	6	4.9%	1	1.0%	0	0.0%	1	4.0%
合計人数	143	100.0%	125	100.0%	123	100.0%	100	100.0%	20	100.0%	25	100.0%

・選択肢 4-9 の独立性の高い項目が増える傾向にあり、「1. CEO・役員の個人的知己・友人」は、全体で 18 社から 7 社に減少し、特に上場会社では 18 社から 5 社に減少している。また、「3. 会社の資本・取引関係」も 32.9%から 24.8%に減少しており、今回の会社法改正による社外要件の厳格化の影響と考えられる。改正会社法施行の結果、さらに影響が出てくるか注視する必要がある。

問 1-10 独立役員の届出状況

	上場	
	2013年	2014年
独立役員を届け出ている会社数	26	21
上場会社における割合(%)	100.0%	100.0%
独立役員として届け出た社外取締役の人数(平均)	3.85	4.05
うち監査委員の人数(平均)	2.38	2.38
監査委員の割合(%)	61.8%	58.8%
回答社数	26	21

・全ての上場会社において独立役員の届出が行われている。独立役員として届け出た社外取締役の平均人数は 4.05 人と前回の 3.85 人から増加している。

問 2-1 監査委員会の委員長・議長

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 社外監査委員	20	66.7%	17	68.0%	17	63.0%	13	61.9%	3	100.0%	4	100.0%
2. 社内監査委員	10	33.3%	8	32.0%	10	37.0%	8	38.1%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・監査委員会の委員長・議長は社外委員が選任されるケースの方が多。上場会社は比率、社数とも減少しているが、非上場会社では全ての会社で社外委員が監査委員会の委員長・議長となっていることは前回同様である。

問 2-2 監査委員会における議事の原案作成者（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 社内委員	14	46.7%	11	44.0%	13	48.1%	10	47.6%	1	33.3%	1	25.0%
2. 社外委員	7	23.3%	6	24.0%	6	22.2%	3	14.3%	1	33.3%	3	75.0%
3. 監査委員会事務局	27	90.0%	24	96.0%	24	88.9%	21	100.0%	3	100.0%	3	75.0%
4. 執行事務局	1	3.3%	1	4.0%	1	3.7%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%
5. 外部コンサルタント	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. その他	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・「3.監査委員会事務局」が原案を作成する傾向は前回同様で、全体では前回より6.0ポイント増加し、96.0%となっている。次いで「1.社内委員」(44.0%)、「2.社外委員」(24.0%)となっている。

問 3-1 監査委員会事務局スタッフ(監査委員会の補助使用人)の人数

① 監査委員会事務局スタッフの設置状況

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
スタッフ設置なし	2	6.7%	1	4.0%	2	7.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%
スタッフ設置あり	28	93.3%	24	96.0%	25	92.6%	21	100.0%	3	100.0%	3	75.0%
平均人数	3.68		4.22		3.16		3.93		8.00		5.67	
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・監査委員会事務局にスタッフを置いている会社は96.0%とほとんどの会社でスタッフを置いていることは前回と同様である。

② 監査委員会事務局スタッフの属性別設置状況と平均人数

	1.監査委員会事務局専属スタッフが いる会社		2.三委員会事務局 兼務スタッフがいる 会社		3.指名委員会事務局 兼務スタッフが いる会社		4.報酬委員会事務局 兼務スタッフが いる会社		5.その他部署との 兼務スタッフがいる 会社	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
会社数	21	18	4	3	1	0	1	0	9	7
(%)	75.0%	72.0%	14.3%	12.0%	3.6%	0.0%	3.6%	0.0%	32.1%	28.0%
平均人数	3.33	4.22	1.25	1.33	1.00	0.00	1.00	0.00	2.89	2.29
回答社数	28	25	28	25	28	25	28	25	28	25

比率は回答社数(全体の総回答社数)に占める割合

- ・「1.監査委員会事務局専属スタッフ」をはじめすべての項目で比率が減少しているが、回答社数の減少の影響と思われる。
- ・「5. その他部署との兼務スタッフ」は9社から7社へと減少しているが、他の委員会事務局との兼務の人数より多いのも前回同様である。内部監査部門等の兼務スタッフが多いためであると考えられる(問 3-2 参照)。

問 3-2 監査委員会事務局スタッフの兼務部署

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 総務系	1	3.8%	1	6.7%	1	6.7%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
2. 法務系	0	0.0%	3	20.0%	0	0.0%	3	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 経理・財務系	3	11.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	27.3%	0	0.0%
4. 経営企画系	1	3.8%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 内部監査部門系	11	42.3%	11	73.3%	10	66.7%	11	73.3%	1	9.1%	0	0.0%
6. その他	10	38.5%	0	0.0%	3	20.0%	0	0.0%	7	63.6%	0	0.0%
合計人数	26	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	11	100.0%	0	0.0%

- ・「5. 内部監査部門系」が多い状況は前回と同様であるが、「3.経理・財務系」がいなくなり、代わって「2. 法務系」が0人から3人となっていることが注目される。
- ・非上場会社は前回の11人から0人になっている。スタッフ設置会社が減少しているわけではないので(問 3-1①参照)一概に問題視する必要はないが、注視する必要がある。

問 3-3 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1.専属・兼務に関わらず同意権等がある	20	66.7%	18	72.0%	18	66.7%	15	71.4%	2	66.7%	3	75.0%
2.専属のみ同意権等がある	9	30.0%	4	16.0%	8	29.6%	4	19.0%	1	33.3%	0	0.0%
3.同意権等はない	1	3.3%	3	12.0%	1	3.7%	2	9.5%	0	0.0%	1	25.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

- ・66.7%の会社が「専属・兼務に関わらず同意権等がある」としており、専属のみを含めると88.0%の会社が同意権等を有している。
- ・「3.同意権等はない」が僅かながらではあるが、増加していることは気がかりである。

問 4-1 内部監査部門の人数

	2013 年	2014 年
1.内部監査部門が「ある」	29	25
平均人数	21.28	24.12
1-5 人	8	5
6-10 人	4	4
11-15 人	3	2
16-20 人	5	2
21-30 人	3	4
31-50 人	3	6
51 人以上	3	2
2.内部監査部門が「ない」	1	0
回答社数	30	25

- ・前回は内部監査部門がない会社が 1 社存在していたが、今回は全ての委員会設置会社に内部監査部門が設置されている。
- ・スタッフの平均人数は前回の 21.28 人から 24.12 人に増加しているが、委員会設置会社の総数が減少しており、スタッフの人数の少ない会社が監査役設置会社への移行等で対象外となったためとも考えられ、傾向を見極めるためには少し様子を見る必要がある。

問 4-2 内部監査部門トップの役職

	全体				上場				非上場			
	2013 年		2014 年		2013 年		2014 年		2013 年		2014 年	
1.取締役又は執行役	13	43.3%	12	48.0%	11	40.7%	9	42.9%	2	66.7%	3	75.0%
2.部長職	12	40.0%	9	36.0%	11	40.7%	8	38.1%	1	33.3%	1	25.0%
3.その他	5	16.7%	4	16.0%	5	18.5%	4	19.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

- ・「1.取締役又は執行役」と「2. 部長職」で大半を占めていることは前回同様であるが、社数で「1.取締役又は執行役」がほぼ横這いなのに対し、「2.部長職」は減少している。

問 4-3 監査委員会による内部監査部門への人事同意権の有無

	全体				上場				非上場			
	2013 年		2014 年		2013 年		2014 年		2013 年		2014 年	
1.ある	4	13.3%	4	16.0%	3	11.1%	3	14.3%	1	33.3%	1	25.0%
2.ない	26	86.7%	21	84.0%	24	88.9%	18	85.7%	2	66.7%	3	75.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

- ・監査委員会が内部監査部門への人事同意権を有する会社は、全体で 13.3%から 16.0%に増加しているが、社数は前回と変わらず 4 社である。

Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

問5 事業報告

①「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」の記載の有無と記載された人数

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
記載あり	23	76.7%	20	80.0%	22	81.5%	20	95.2%	1	33.3%	0	0.0%
1名	9	30.0%	8	32.0%	9	33.3%	8	38.1%	0	0.0%	0	0.0%
2名	3	10.0%	2	8.0%	3	11.1%	2	9.5%	0	0.0%	0	0.0%
3名以上	11	36.7%	10	40.0%	10	37.0%	10	47.6%	1	33.3%	0	0.0%
記載なし	7	23.3%	5	20.0%	5	18.5%	1	4.8%	2	66.7%	4	100.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・「記載あり」の会社の比率が引き続き増加している。なお、財務及び会計に関する相当程度の知見者が3名以上いる会社が前回の11社から10社となっているが、比率は36.7%から40.0%に増加している。

② 財務・会計に関する知見者として記載された者の属性

	2013年		2014年	
常勤社内監査委員	14	24.6%	10	22.2%
常勤社外監査委員	5	8.8%	5	11.1%
非常勤社内監査委員	0	0.0%	1	2.2%
非常勤社外監査委員	38	66.7%	29	64.4%
合計人数	57	100.0%	45	100.0%

・知見者としての記載の大半が社外委員であることは前回同様の傾向である。

③ 財務・会計に関する知見者として記載された者の専門性・経歴

	2013年					2014年						
	常勤 社内	常勤 社外	非常勤 社内	非常勤 社外	合計	常勤 社内	常勤 社外	非常勤 社内	非常勤 社外	合計		
1. CFO等、財務部門管掌役員の経験を有する	5	2	0	2	9	15.8%	6	1	0	2	9	20.0%
2. 経理又は財務部門で相応の実務経験を有する	3	1	0	1	5	8.8%	1	0	0	0	1	2.2%
3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である	1	0	0	12	13	22.8%	0	1	1	9	11	24.4%
4. 金融機関出身者で相応の経験を有する	2	2	0	7	11	19.3%	1	1	0	4	6	13.3%
5. 弁護士として相応の経験を有する	1	0	0	4	5	8.8%	0	1	0	4	5	11.1%
6. 他社の取締役としての経験を有する	1	0	0	11	12	21.1%	0	1	0	7	8	17.8%
7. 会計、監査論等の研究者である	0	0	0	1	1	1.8%	0	0	0	0	0	0.0%
8. その他	1	0	0	0	1	1.8%	2	0	0	3	5	11.1%
合計(人)	14	5	0	38	57	100.0%	10	5	1	29	45	100.0%

- ・財務及び会計の相当の知見者として記載されているものの経歴として最も多いのが「3.公認会計士・税理士など会計の有資格者である」であることは前回と変わらない。
- ・「1. CFO等、財務部門管掌役員の経験を有する」は、大半は常勤社内、前回と同じ人数であった。他方、前回調査で人数が大幅に増加した「4. 金融機関出身者で相応の経験を有する」と「6. 他社の取締役としての経験を有する」が減少している。

問 6-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの決議

	全体			
	2013年		2014年	
1. 見直しの決議を行った	10	33.3%	9	36.0%
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	12	40.0%	7	28.0%
3. 見直しの決議を行っていない	8	26.7%	9	36.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%

- ・「3.見直しの決議を行っていない」会社が、比率、会社数とも増加していることが気付きである。

問 6-2 内部統制システムに係る取締役会決議を見直した項目（複数回答可）

	全体			
	2013 年		2014 年	
1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項	4	40.0%	5	55.6%
2. 上記1の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項	2	20.0%	4	44.4%
3. 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制	2	20.0%	4	44.4%
4. 上記 1～3 のほか、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	2	20.0%	4	44.4%
5. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	4	40.0%	4	44.4%
6. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	3	30.0%	4	44.4%
7. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	4	40.0%	5	55.6%
8. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	3	30.0%	5	55.6%
9. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	3	30.0%	4	44.4%
10. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	3	30.0%	5	55.6%
11. 財務報告の適正性を確保するための体制	2	20.0%	5	55.6%
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	2	20.0%	2	22.2%
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	1	10.0%	1	11.1%
14. その他	3	30.0%	4	44.4%
回答社数	10	100.0%	9	100.0%

・各項目の該当社数に大きな変動はなく平準化の傾向が見られる。

問 6-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機

	全体			
	2013 年		2014 年	
1. 監査委員会の要請に基づいて見直した	2	20.0%	1	11.1%
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	3	30.0%	1	11.1%
3. 監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した	4	40.0%	3	33.3%
4.その他	1	10.0%	4	44.4%
回答社数	10	100.0%	9	100.0%

・内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査委員会がある程度関与をしている「1. 監査委員会の要請に基づいて見直した」と「3. 監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した」の合計の比率が、60.0%から 44.4%に減少しており、監査役設置会社の監査役の場合の 41.3%とほぼ同じ水準になっている（監査役設置会社版問 5-3 参照）。他方、「4.その他」が 3 社増加して 4 社となっていることが注目される。

問 6-4 内部統制システムの構築・運用状況の開示

	全体			
	2013年		2014年	
1. 十分に記載されている	14	46.7%	6	24.0%
2. ある程度記載されている	5	16.7%	11	44.0%
3. 記載されていない	11	36.7%	8	32.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%

- ・「1. 十分に記載されている」が14社から6社に減少しているものの、「2. ある程度記載されている」が、5社から11社に増加しており、合わせると17社(68.0%)と前回とほぼ同じ水準となっている。監査役設置会社の63.0%(監査役設置会社版問5-4参照)と同様の水準となっている。
- ・会社法見直しの結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務づけられた場合の影響は注視する必要がある。

問 7-1 監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議

審議回数	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1回	12	41.4%	7	28.0%	11	42.3%	5	23.8%	1	33.3%	2	50.0%
2回	11	37.9%	10	40.0%	10	38.5%	9	42.9%	1	33.3%	1	25.0%
3回	4	13.8%	5	20.0%	4	15.4%	4	19.0%	0	0.0%	1	25.0%
4回以上	2	6.9%	3	12.0%	1	3.8%	3	14.3%	1	33.3%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	25	100.0%	26	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

- ・前回と同様審議回数1-2回が68.0%を占めており、監査役設置会社の審議回数1-2回の合計87.2%(監査役設置会社版問6-1参照)には及ばぬものの多数を占めている。

問 7-2 監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 「社外」監査委員を含め、すべての監査委員で調整を行った	21	70.0%	18	72.0%	19	70.4%	15	71.4%	2	66.7%	3	75.0%
2. 一部の監査委員のみで調整を行った	4	13.3%	3	12.0%	3	11.1%	3	14.3%	1	33.3%	0	0.0%
3. 事前の調整は行っていない	4	13.3%	3	12.0%	4	14.8%	3	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	1	3.3%	1	4.0%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

- ・21社から18社に減少しているものの、大半の会社ではすべての監査委員で調整を行っていることは前回と同様で、監査役設置会社の「社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」の65.2%(監査役設置会社版問6-2参照)を上回っている。

問 7-3 監査報告書における監査委員の個別意見の付記

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. あった	1	3.3%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	29	96.7%	25	100.0%	26	96.3%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・個別意見の付記はゼロであった(監査役設置会社の場合は4.2%(監査役設置会社版問6-3参照))。

問 8-1 決算短信作成の有無

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 作成会社である	28	93.3%	22	88.0%	27	100.0%	21	100.0%	1	33.3%	1	25.0%
2. 作成会社ではない	2	6.7%	3	12.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	66.7%	3	75.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

問 8-2 決算短信の取締役会付議状況

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 決議事項として付議されている	16	57.1%	12	54.5%	15	55.6%	11	52.4%	1	100.0%	1	100.0%
2. 報告事項として付議されている	9	32.1%	7	31.8%	9	33.3%	7	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
3. 付議されていない	3	10.7%	3	13.6%	3	11.1%	3	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	28	100.0%	22	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

・全体では「1. 決議事項として付議されている」が全体では16社から12社に減少し、「2. 報告事項として付議されている」との合計で86.3%と減少しているが、大半の会社で何らかの形で取締役会に付議されていることに変わりはない(監査役設置会社の場合は95.4%(監査役設置会社版問7-2参照))。「3. 付議されていない」に該当する会社は前回と同様3社であった。

問 8-3 監査委員会の決算短信の監査

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 監査している	14	50.0%	12	54.5%	13	48.1%	11	52.4%	1	100.0%	1	100.0%
2. 監査していない	14	50.0%	10	45.5%	14	51.9%	10	47.6%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	28	100.0%	22	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

・決算短信を作成している会社のうち、決算短信について監査をしている会社の比率が54.5%となっているが、該当会社数は減少しており、傾向を把握するには様子を見る必要がある(監査役設置会社の場合は「監査している」が71.7%(監査役設置会社版問7-3参照))。

問 8-4 決算短信の監査内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	7	50.0%	5	41.7%	7	53.8%	5	45.5%	0	0.0%	0	0.0%
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	9	64.3%	7	58.3%	8	61.5%	7	63.6%	1	100.0%	0	0.0%
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	7	50.0%	9	75.0%	7	53.8%	8	72.7%	0	0.0%	1	100.0%
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	7	50.0%	8	66.7%	7	53.8%	8	72.7%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	14	100.0%	12	100.0%	13	100.0%	11	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

・「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」が7社から9社に増加し、最も多くなっている。「4. 決算短信のうち非財務情報を監査した」も1社増加して8社となっているが、選択肢1及び2は減少している

問 9-1 有価証券報告書の作成の有無

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 作成している	27	90.0%	21	84.0%	27	100.0%	21	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 作成していない	3	10.0%	4	16.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	4	100.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

問 9-2 有価証券報告書の取締役会付議状況

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 決議事項として付議	8	29.6%	4	19.0%	8	29.6%	4	19.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報告事項として付議	4	14.8%	4	19.0%	4	14.8%	4	19.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 付議していない	15	55.6%	13	61.9%	15	55.6%	13	61.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	27	100.0%	21	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・「3.付議していない」が55.6%から61.9%に増加しており、決算短信とは大きな開きがある(問8-2参照)。なお、監査役設置会社の場合は「付議していない」が27.1%である(監査役設置会社版問8-2参照)。

問 9-3 有価証券報告書の提出時期

	全体			
	2013年		2014年	
1. 定時株主総会終了前に提出した	1	3.7%	1	4.8%
2. 定時株主総会の終了後に提出した	26	96.3%	20	95.2%
回答社数	27	100.0%	21	100.0%

・前回から大きな変化はなく、ほとんどの会社が定時株主総会終了後に提出している(監査役設置会社の場合は「定時株主総会の終了後に提出した」が99.4%となっている(監査役設置会社版問8-3参照))。

問 9-4 有価証券報告書の提出時期

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
6日前	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
7日前	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

問 9-5 有価証券報告書の監査

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 監査している	18	66.7%	15	71.4%	18	66.7%	15	71.4%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査していない	9	33.3%	6	28.6%	9	33.3%	6	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	27	100.0%	21	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・監査している会社が全体で66.7%から71.4%に増加しており、監査において決算短信より有価証券報告書を重視する傾向は変わっていない(監査役設置会社の場合は「監査している」が73.6%となっている(監査役設置会社版問 8-5 参照))。

問 9-6 有価証券報告書の監査内容 (複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	10	55.6%	7	46.7%	10	55.6%	7	46.7%	0	0.0%	0	0.0%
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	9	50.0%	9	60.0%	9	50.0%	9	60.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	10	55.6%	13	86.7%	10	55.6%	13	86.7%	0	0.0%	0	0.0%
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	12	66.7%	13	86.7%	12	66.7%	13	86.7%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	18	100.0%	15	100.0%	18	100.0%	15	100.0%	0	100.0%	0	0.0%

・「3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した」が3社増加し、「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」と同じく13社(86.7%)で最も多くなっている(監査役設置会社の場合は「有価証券報告書のうち財務情報を監査した」が60.3%、「有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が71.9%となっている(監査役設置会社版問 8-6 参照))。

問 10-1 株主総会における監査委員会からの口頭報告の有無

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 行った	26	86.7%	21	84.0%	23	85.2%	17	81.0%	3	100.0%	4	100.0%
2. 行わなかった	4	13.3%	4	16.0%	4	14.8%	4	19.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・「1.口頭報告を行った」とする会社が全体で 84.0%と大半の会社で口頭報告が行われており、監査役設置会社とほぼ同様の水準となっている。ただし、上場会社については、まだ監査役設置会社の水準までは達していない(監査役設置会社版問 9-1 参照)。

問 10-2 株主総会における監査委員会に関連した質問の有無

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. あった	3	10.0%	0	0.0%	3	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	27	90.0%	25	100.0%	24	88.9%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・監査委員会に関連した質問があったとの回答はゼロであった。

問 10-3 株主総会における監査委員会に関連した質問内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 重点監査項目について	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 実査・往査について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 監査体制について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 経営者と監査委員会との意思疎通の状況について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 取締役会への出席について	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. 会計監査人の監査結果について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8. 会計監査人の独立性について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9. 会計監査人との連携について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10. 監査委員会の運営・議題について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11. 「社外」監査委員の独立性について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12. 「社外」監査委員の役割や意思疎通の状況等について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13. 監査委員の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14. 補欠役員の選任について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
15. 監査委員会の監査結果について	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
16. 監査委員の財務・会計に関する知見について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
17. 役員報酬について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
18. 監査委員会監査報告の記載内容について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
19. その他	2	66.7%	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	3		0		3		0		0		0	

問 10-4 株主総会における監査委員会に関連した質問への回答

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 監査委員が回答した	2	66.7%	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査委員は回答しなかった	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	3	100.0%	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

Ⅲ 監査委員会の日常監査について

問 11 他の委員会との連携の状況（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 取締役会の場を通じて	27	90.0%	21	84.0%	24	88.9%	18	85.7%	3	100.0%	3	75.0%
2. 委員の兼任によって	19	63.3%	19	76.0%	18	66.7%	16	76.2%	1	33.3%	3	75.0%
3. 委員会間の連絡の場を別途設定	1	3.3%	2	8.0%	1	3.7%	2	9.5%	0	0.0%	0	0.0%
4. 各委員会の出入、陪席を自由とする	1	3.3%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 委員会スタッフを通じた連携	9	30.0%	3	12.0%	9	33.3%	3	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
6. その他	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%
回答社数	30		25		27		21		3		4	

・大半の会社で「1. 取締役会の場を通じて」（84.0%）の連携が行われている。他の連携方法としては「2. 委員の兼任によって」が目立つが、委員会間で積極的に連携の場を設けることは少ないとの傾向は変わっていない。

問 12-1 取締役会における監査委員の発言状況（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 議長からの求めに応じて発言している	4	13.3%	4	16.0%	4	14.8%	4	19.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%
3. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	3	10.0%	2	8.0%	2	7.4%	1	4.8%	1	33.3%	1	25.0%
4. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	30		25		27		21		3		4	

・前回同様、すべての会社において議長からの求めがなくても、必要があれば発言している（監査役設置会社の場合は「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」が 84.9%となっている（監査役設置会社版問 10-1 参照））。

問 12-2 取締役会における監査委員の発言の内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 法令・定款への遵守性	25	83.3%	23	92.0%	24	88.9%	20	95.2%	1	33.3%	3	75.0%
2. 経営判断原則の履行の充分性	25	83.3%	24	96.0%	24	88.9%	21	100.0%	1	33.3%	3	75.0%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度 (リスク管理の視点)	28	93.3%	23	92.0%	26	96.3%	20	95.2%	2	66.7%	3	75.0%
4. 過去の類似案件における対応、 それとの差異	11	36.7%	10	40.0%	11	40.7%	9	42.9%	0	0.0%	1	25.0%
5. 同業他社における対応、それとの 差異	9	30.0%	12	48.0%	8	29.6%	9	42.9%	1	33.3%	3	75.0%
6. 業務執行の当・不当を質す観点	18	60.0%	15	60.0%	17	63.0%	13	61.9%	1	33.3%	2	50.0%
7. 予算・収益計画の進捗を質す観 点	17	56.7%	15	60.0%	15	55.6%	13	61.9%	2	66.7%	2	50.0%
8. 経営上のリスクテイクを促す観点	13	43.3%	13	52.0%	12	44.4%	11	52.4%	1	33.3%	2	50.0%
9. 株主に与える影響、株主利益の 視点	20	66.7%	20	80.0%	19	70.4%	18	85.7%	1	33.3%	2	50.0%
10. 株主以外のステーク・ホルダーの 利益の視点	16	53.3%	16	64.0%	14	51.9%	13	61.9%	2	66.7%	3	75.0%
11. その他	1	3.3%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	30		25	100.0%	27		21		3		4	

・最も多いのは「2.経営判断原則の履行の充分性」の 96.0%であり、次いで「1.法令・定款への遵守性」と「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」が 92.0%で続いており、前回とは順位が替わっている。

問 12-3 個別事象に対する監査委員の対応（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	16	94.1%	11	91.7%	15	93.8%	10	100.0%	1	100.0%	1	50.0%
2. 関係する取締役から事情を聞いた	12	70.6%	9	75.0%	11	68.8%	7	70.0%	1	100.0%	2	100.0%
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	8	47.1%	8	66.7%	8	50.0%	6	60.0%	0	0.0%	2	100.0%
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	6	35.3%	4	33.3%	6	37.5%	4	40.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	7	41.2%	6	50.0%	6	37.5%	4	40.0%	1	100.0%	2	100.0%
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	1	5.9%	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. 上記以外の対応	3	17.6%	3	25.0%	3	18.8%	2	20.0%	0	0.0%	1	50.0%
回答社数（「8.そのような局面に遭遇することはなかった」を除く）	17	56.7%	12	48.0%	16	59.3%	10	47.6%	1	33.3%	2	50.0%

選択肢 1～7 の比率は「8.そのような局面に遭遇することはなかった」を選択した会社を除く回答社数に対する比率を表示

8. そのような局面に遭遇することはなかった	13	43.3%	13	52.0%	11	40.7%	11	52.4%	2	66.7%	2	50.0%
総回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

「回答社数」、「8.そのような局面に遭遇することはなかった」についての比率は、総回答社数に対する比率を（ ）内に表示

・問題が発生した場合の対応として「1.当該事象に関する情報の収集に努めた」が 91.7%、「2. 関係する取締役から事情を聞いた」が 75.0%と、監査役設置会社の場合と同様、情報収集に努める監査委員が多い（監査役設置会社版問 10-6 参照）。また、「5.取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が比率は増加したものの 50.0%と低く社数も減少しており、監査委員会としての責務の履行の観点からはやや気がかりである。

問 13-1 会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の有無

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. あった	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%
2. なかった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・前回同様すべての会社で担当執行役等から情報提供があった。これは監査委員が取締役であることも影響していると思われる（監査役設置会社の場合は「担当取締役等からの情報提供があった」93.9%となっている（監査役設置会社版問 11-1 参照））。

問 13-2 会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の時期（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	4	13.3%	1	4.0%	4	14.8%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	5	16.7%	5	20.0%	4	14.8%	4	19.0%	1	33.3%	1	25.0%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	11	36.7%	7	28.0%	11	40.7%	7	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてはほぼ結論が出された段階	18	60.0%	17	68.0%	16	59.3%	14	66.7%	2	66.7%	3	75.0%
回答社数	30		25		27		21		3		4	

・全体としては、「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてはほぼ結論が出された段階」が、68.0%と最も多い。該当する会社数は17社と前回より1社減っているが、回答社数の減少により比率は前回に比べ微増している。

問 13-3 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. あった	20	66.7%	16	64.0%	18	66.7%	15	71.4%	2	66.7%	1	25.0%
2. なかった	10	33.3%	9	36.0%	9	33.3%	6	28.6%	1	33.3%	3	75.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で64.0%と監査役設置会社の場合の72.9%と比べるとやや低い(監査役設置会社版問11-3参照)。100%である担当執行役等からの事前の情報提供に比べるとかなり少ないとの感は否めない。会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査委員会の同意が監査役の場合と同様執行側の提案に対する同意ということによるところが大いと思われる。

問 13-4 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	5	25.0%	2	12.5%	3	16.7%	1	6.7%	2	100.0%	1	100.0%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	1	5.0%	2	12.5%	1	5.6%	2	13.3%	0	0.0%	0	0.0%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	7	35.0%	5	31.3%	7	38.9%	5	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額については結論が出された段階	8	40.0%	7	43.8%	8	44.4%	7	46.7%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	20		16		18		15		2		1	

・全体としては「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額については結論が出された段階」が 43.8%と最も多く、次いで「3.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が、31.3%と2番目となっている。全体として情報提供の時期が遅くなる傾向にある。

問 13-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 十分把握していた	11	36.7%	9	36.0%	9	33.3%	9	42.9%	2	66.7%	0	0.0%
2. ある程度把握していた	16	53.3%	16	64.0%	15	55.6%	12	57.1%	1	33.3%	4	100.0%
3. 把握は不十分であった	1	3.3%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 全く把握していなかった	2	6.7%	0	0.0%	2	7.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・全体で「1.十分把握していた」と「2.ある程度把握していた」の合計が 100.0%となっている(監査役設置会社の場合は合計で89.2%となっている(監査役設置会社版問 11-5 参照))。監査委員会は執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえる。

問 13-6 会計監査人の報酬額の取締役会付議状況

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 決議事項として付議されている	3	10.0%	2	8.0%	2	7.4%	2	9.5%	1	33.3%	0	0.0%
2. 報告事項として付議されている	9	30.0%	3	12.0%	9	33.3%	3	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
3. 付議されていない	18	60.0%	20	80.0%	16	59.3%	16	76.2%	2	66.7%	4	100.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・「1.決議事項として付議されている」は 8.0%と監査役設置会社の場合(34.4%)と比べてかなり低い数値となっていることは前回と同様である。一方、「3.付議されていない」が 80.0%と監査役設置会社の場合の 50.8%を大きく上回っている(監査役設置会社版問 11-6 参照)。

問 14-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 提出会社である	27	90.0%	21	84.0%	27	100.0%	21	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 提出会社ではない	3	10.0%	4	16.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	4	100.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・提出を義務付けられる上場会社と義務付けられない非上場会社できれいに分かれていることは前回調査と同様である。

問 14-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	22	81.5%	20	95.2%	22	81.5%	20	95.2%	0	0.0%	0	0.0%
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査委員会の監査計画を監査人に説明した	9	33.3%	8	38.1%	9	33.3%	8	38.1%	0	0.0%	0	0.0%
3. 四半期に1回以上、四半期決算報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	20	74.1%	18	85.7%	20	74.1%	18	85.7%	0	0.0%	0	0.0%
4. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	20	74.1%	16	76.2%	20	74.1%	16	76.2%	0	0.0%	0	0.0%
5. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	12	44.4%	5	23.8%	12	44.4%	5	23.8%	0	0.0%	0	0.0%
6. 監査委員会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に取締役が立ち会った場合を含む)	12	44.4%	9	42.9%	12	44.4%	9	42.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	27		21		27		21		0		0	

・「1.監査人の監査計画作成時」(全体で 95.2%)、「3.四半期に1回以上、四半期レビュー報告時」(全体で 85.7%)、「4.定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時」(書面で受領が全体で 76.2%)といった節目に大半の監査委員会が監査人から報告を受けていることは前回同様である。

問 15 監査委員会への報告体制について

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 体制の構築も運用も十分になされている	27	90.0%	20	80.0%	24	88.9%	18	85.7%	3	100.0%	2	50.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	2	6.7%	4	16.0%	2	7.4%	2	9.5%	0	0.0%	2	50.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	1	3.3%	1	4.0%	1	3.7%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」の比率が 90.0%から 80.0%に減少しており、他方「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 6.7%から 16.0%に増加している。運用が適切に行われているかが気かりである。

問 16-1 内部通報制度の有無

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 内部通報制度がある	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%
2. 内部通報制度はない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・すべての会社が内部通報制度を有していることは前回と同様である。

問 16-2 監査委員会への通報窓口の有無

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 監査委員会(もしくは特定の監査委員)も内部通報の窓口の1つになっている	10	33.3%	10	40.0%	9	33.3%	9	42.9%	1	33.3%	1	25.0%
2. 監査委員会(もしくは特定の監査委員)は内部通報の窓口になっていない	20	66.7%	15	60.0%	18	66.7%	12	57.1%	2	66.7%	3	75.0%
回答社数	30	100.0%	25	100.0%	27	100.0%	21	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・監査委員会(もしくは特定の監査委員)が内部通報の窓口になっている会社の比率は 40.0%と監査役設置会社の場合よりは比率が高いものの、一般的にはなっていない状況である。取締役の職務執行の監査という監査委員会の職責を考えると、監査役設置会社の場合と同様に内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、問 15 の監査委員会への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある(監査役設置会社版問 13-4 参照)。

問 17-1 監査委員の報酬等の制度（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)	5	20.8%	2	10.0%	4	18.2%	2	11.8%	1	50.0%	0	0.0%
2. 月額報酬(定額基本給のみ)	19	79.2%	18	90.0%	18	81.8%	15	88.2%	1	50.0%	3	100.0%
3. 賞与の支給制度	4	16.7%	3	15.0%	4	18.2%	3	17.6%	0	0.0%	0	0.0%
4. 退職慰労金の支給制度	1	4.2%	1	5.0%	1	4.5%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
5. スtock・オプションの支給制度	4	16.7%	4	20.0%	4	18.2%	4	23.5%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	24		20		22		17		2		3	

- ・監査委員の報酬としては「2.月額報酬(定額基本給のみ)」が全体で 10.8 ポイント増えて 90.0%となっており、監査役設置会社の場合(93.4%)とほぼ同じ水準になっている。「1.月額報酬(定額基本給+業績連動給)」は約 1 割と、監査役設置会社の場合(6.4%)もほぼ同じ水準にある。
- ・「3.賞与の支給制度」の採用は、15.0%と監査役設置会社の場合(18.5%)とほぼ同じ水準となっている。

問 17-2 監査委員への賞与の支給の有無

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. あった	4	100.0%	3	100.0%	4	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	4	100.0%	3	100.0%	4	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

- ・監査委員の賞与制度を採用している会社ではすべての会社で実際に支給していることは前回調査と同様である。

問 17-3 監査委員の年額報酬額

①全体

(上段:人数) (下段:比率)	2013年					2014年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
～200万円未満	0	0	0	2	2	0	0	0	3	3
	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	9.4%	7.0%
200万円以上～ 500万円未満	0	0	0	9	9	0	0	0	4	4
	0.0%	0.0%	0.0%	25.7%	16.4%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	9.3%
500万円以上～ 1,000万円未満	0	3	0	18	21	0	3	0	12	15
	0.0%	37.5%	0.0%	51.4%	38.2%	0.0%	75.0%	0.0%	37.5%	34.9%
1,000万円以上～ 1,500万円未満	2	4	1	3	10	0	0	0	7	7
	18.2%	50.0%	100.0%	8.6%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	21.9%	16.3%
1,500万円以上～ 2,000万円未満	2	0	0	0	2	0	1	0	3	4
	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	25.0%	0.0%	9.4%	9.3%
2,000万円以上～ 3,000万円未満	6	1	0	3	10	4	0	0	2	6
	54.5%	12.5%	0.0%	8.6%	18.2%	57.1%	0.0%	0.0%	6.3%	14.0%
3,000万円以上	1	0	0	0	1	3	0	0	1	4
	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	42.9%	0.0%	0.0%	3.1%	9.3%
合計	11	8	1	35	55	7	4	0	32	43
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%

②上場会社

(上段:人数) (下段:比率)	2013年					2014年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
～200万円未満	0	0	0	2	2	0	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	2.7%
200万円以上～ 500万円未満	0	0	0	9	9	0	0	0	4	4
	0.0%	0.0%	0.0%	25.7%	16.4%	0.0%	0.0%	0.0%	14.8%	10.8%
500万円以上～ 1,000万円未満	0	3	0	18	21	0	2	0	9	11
	0.0%	37.5%	0.0%	51.4%	38.2%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	29.7%
1,000万円以上～ 1,500万円未満	2	4	1	3	10	0	0	0	7	7
	18.2%	50.0%	100.0%	8.6%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	25.9%	18.9%
1,500万円以上～ 2,000万円未満	2	0	0	0	2	0	1	0	3	4
	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	33.3%	0.0%	11.1%	10.8%
2,000万円以上～ 3,000万円未満	6	1	0	3	10	4	0	0	2	6
	54.5%	12.5%	0.0%	8.6%	18.2%	57.1%	0.0%	0.0%	7.4%	16.2%
3,000万円以上	1	0	0	0	1	3	0	0	1	4
	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	42.9%	0.0%	0.0%	3.7%	10.8%
合計	11	8	1	35	55	7	3	0	27	37
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%

問 17-4 監査委員のうち「常勤者」の月額報酬レベル

①社内常勤

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 執行役社長	1	9.1%	1	8.3%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%
2. 執行役副社長	1	9.1%	1	8.3%	1	9.1%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
3. 専務執行役	1	9.1%	4	33.3%	1	9.1%	4	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 常務執行役	5	45.5%	1	8.3%	5	45.5%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
5. 執行役(部長兼務者を含む)	2	18.2%	5	41.7%	2	18.2%	2	25.0%	0	0.0%	3	75.0%
6. 執行役ではない部長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	1	9.1%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	11	100.0%	12	100.0%	11	100.0%	8	100.0%	0	0.0%	4	100.0%

②社外常勤

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 執行役社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 執行役副社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 専務執行役	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 常務執行役	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 執行役(部長兼務者を含む)	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 執行役ではない部長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	1	100.0%	2	50.0%	1	100.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	1	100.0%	4	100.0%	1	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

問 17-5 三委員会の委員の手当

	全体				上場				非上場			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
1. 委員会の委員には、三委員会 同額の手当が支給されている	2	9.1%	3	17.6%	2	9.5%	3	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 三委員会それぞれに手当が あるが、監査委員には他の委員 より多額の手当が支給されている	5	22.7%	3	17.6%	5	23.8%	3	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員のみに手当が支給 されている	1	4.5%	0	0.0%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. どの委員会の委員にも手当は 支給されていない	14	63.6%	10	58.8%	13	61.9%	8	53.3%	1	100.0%	2	100.0%
5. その他	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	22	100.0%	17	100.0%	21	100.0%	15	100.0%	1	100.0%	2	100.0%

・「4.どの委員会の委員にも手当は支給されていない」が前回と同様過半を占めているが、取締役としての報酬で考慮されているものと推測される。

IV 会社法改正の影響について

問 18-1 監査等委員会設置会社への移行予定

	全体		上場		非上場	
	数	割合	数	割合	数	割合
1. 移行する予定である(決定している)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 検討している(今後検討する予定である)し、移行に強い関心を持っている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 検討している(今後検討する予定である)が、まだ方向性が出ていない	2	8.0%	2	9.5%	0	0.0%
4. 検討している(今後検討する予定である)が、移行に否定的である	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 検討していないし、今後も検討の予定はない	17	68.0%	14	66.7%	3	75.0%
6. 検討するかどうか未定である	2	8.0%	1	4.8%	1	25.0%
7. その他	4	16.0%	4	19.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	21	100.0%	4	100.0%

・ 監査役設置会社の場合と異なり、未定の会社は少なく、ほとんどの会社は機関設計の変更を考
えていない(監査役設置会社版問 15-1 参照)。

問 18-2 社外役員の要件厳格化による「社外」資格の喪失

	全体		上場		非上場	
	数	割合	数	割合	数	割合
1. 社外取締役全員が「社外」資格を失う	1	4.0%	0	0.0%	1	25.0%
2. 一部の社外取締役が「社外」資格を失う	5	20.0%	5	23.8%	0	0.0%
3. 「社外」資格を失う社外取締役はいない	19	76.0%	16	76.2%	3	75.0%
回答社数	25	100.0%	21	100.0%	4	100.0%